

1 指摘事項の措置

指摘のあった機関7機関(7件)

	機 関	項目	指摘内容	回答があつた主な措置
1	畜産酪農技術センター	収入	令和4年度の行政財産使用料について、予備監査日現在、調定されていないものがあった。(合計152,063円)	(発生原因の検証結果) 行政財産使用許可に係る使用料調定が必要なことを失念してしまった。また、行政財産に係る調定事務の実施について、所属内の相互の確認体制が働かなかつたことも未調定となつた一因と考えられる。 (今後の対応策等) 予備監査後、速やかに行政財産使用料(合計 152,063 円)の調定を行い、全額が納期限である11月21日までに収納されている。 今後は、年度当初に調定を行う必要がある収入項目について、調定起案の実施等、事務の実施確認を担当者以外の確認者も重複チェックとともに、収入事務実施チェック表や年度スケジュール(業務執行計画)などを活用し、確認の徹底を図る。 長坂支所の行政財産等の調定については、作業の進捗状況を本所次長と長坂支所次長で確認し合い遅延を防止する。
2	図書館	給与	扶養手当の認定において、認定対象とならない者を認定しており、過大に支給していた。(合計352,316円)	(発生原因の検証結果) 過去の所属で認定対象とならないにもかかわらず、継続して認定されていたため、当所属でも誤った認識のまま認定していた。 (今後の対応策等) 過年度の所属及び関係課と協議し、れい入処理を行つた。 今後は、扶養手当に関する規則に基づく事務手続が適切に行われるよう、担当職員に周知徹底を図るとともに、支給額単価改定時及び手当検認時に決裁者が二重チェックを行い、再発防止に努める。
3	農林大学校	重点事項	劇物について、所在不明となっているものがあつた。	(発生原因の検証結果) 農薬の管理状況について書類の確認や職員からの聞き取りを行つたが、所在不明となった原因判明には至らなかつた。 (今後の対応策等) 今後、同様な事案が発生しないよう、再発防止策をとりまとめ徹底した取り組みを行つてはいる。 <ul style="list-style-type: none">・鍵の管理責任者を明確化(副校長、次長、教務課長、研修課長)・在庫確認を毎週実施・入庫・出庫時の在庫確認は複数名で実施・農薬使用の確認者を定め(教務課長、研修課長)、使用簿を毎回確認・番号式の錠前を南京錠に変更・劇物は職員室前の倉庫内に専用の保管庫を設置し管理・農薬保管庫等に監視カメラを設置・「農薬・試薬管理要綱」を策定し管理を徹底
4	動物愛護指導センター	重点事項	毒物及び劇物の管理について、毒物及び劇物取締法第12条第3項において、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならないと定められているが、表示されていなかった。	(発生原因の検証結果) 毒物及び劇物の管理について、毒物及び劇物取締法の理解が不十分であつた。 (今後の対応策等) 直ちに、毒物及び劇物を保管している保管庫に、「医薬用外毒物」及び「医薬用外劇物」の表示を行つた。 今後は、毒物及び劇物取締法の内容を十分理解し、毒物及び劇物の適切な管理に努める。
5	産業技術短期大学校	重点事項	毒物及び劇物の管理について、毒物及び劇物取締法第12条第3項において、劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び劇物については「劇物」の文字を表示しなければならないと定められているが、表示されていなかった。	(発生原因の検証結果) 「医薬用外」の文字及び劇物については「劇物」の文字を表示しなければならないことについて、認識が不足していた。 (今後の対応策等) 直ちに掲示物を作成し、該当箇所に表示した。 今後は、劇物を貯蔵、又は陳列する場所には掲示をしなければならないことについて、職員に周知徹底を図り、再発防止に努める。

	機 開	項目	指摘内容	回答があつた主な措置
6	甲府西高等学校	重点事項	<p>毒物及び劇物の管理について、毒物及び劇物取締法第12条第3項において、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならないと定められているが、表示されていなかったものがあつた。</p>	<p>(発生原因の検証結果) 薬品保管庫には表示していたが、担当職員の認識不足により、授業前に一時的に使用する保管庫への表示を失念していた。</p> <p>(今後の対応策等) 直ちに、化学準備室内のスチール製の保管庫に「医薬用外」の文字及び「劇物」の表示を行つた。 今後は、法令遵守を職員へ周知徹底するとともに、複数人で定期的に保管状況の確認を行うなど、毒物及び劇物の適正な管理に努める。</p>
7	北杜高等学校	その他	<p>収入に関する事務や給与に関する事務等、指導事項に該当する事務処理が多数あつた。 指導事項 5件 (収入2、支出1、財産2)</p> <p>①直接収納した授業料について、財務規則第45条に定める現金の払込期限を遅延して払い込まれているものがあつた。</p> <p>②財務規則第47条に基づき、歳入の徴収の事務を私人に委託しようとするときは、会計管理者に協議することとなつているが、生産物の売り払い代金の徴収に係る事務について、会計管理者に協議が行われていなかつた。</p> <p>③全国高等学校選抜スキーワークス大会に係る前渡資金について、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。</p> <p>④自動販売機の設置を目的とした行政財産の貸付けについて、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかつた。</p> <p>⑤鉄塔敷設電線下敷及び公衆電話設置に係る行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため、過大に徴収していた。</p>	<p>①(発生原因の検証結果) 利用者が窓口で支払った現金について、職員が財務規則第45条の規定を熟知していなかつたため、収納が遅延してしまつた。 (今後の対応策等) 今後は、窓口で収納・保管している現金について、毎朝、複数の職員により金額及び保管日数を確認し、金融機関への払い込みに遅延がないよう再発防止に努める。</p> <p>②(発生原因の検証結果) 財務規則第47条の規定を熟知しておらず、会計管理者への協議を失念してしまつた。 (今後の対応策等) 財務規則に基づき会計管理者に協議を行つた。 今後は、契約にかかる制度や、必要な手続きを事務室内で再度確認し、複数の職員がチェックする体制を整え、遺漏のないよう再発防止に努める。</p> <p>③(発生原因の検証結果) 前渡資金に関する財務規則に基づく事務手続についての認識が不足していいたため、精算処理が遅れてしまつた。 (今後の対応策等) 今後は、財務規則に基づき事務手続が適切に行われるよう、支払と精算を一連の事務と捉え遅滞なく精算を行うことを徹底し、再発防止に努める。</p> <p>④(発生原因の検証結果) 貸付財産に伴う公有財産事務取扱規則第50条等に関する認識が不足していいたため、報告書の提出を失念してしまつた。 (今後の対応策等) 監査終了後に公有財産移動報告書を提出し、公有財産台帳の修正を行つた。 今後は、規則に基づく事務手続きが適切に行われるよう事務室内に周知徹底するとともに、引継書等に記載し、再発防止に努める。</p> <p>⑤(発生原因の検証結果) 行政財産価格の改定年であったが、改定通知の確認が不十分であつたため旧価格のまま行政財産使用料を算定してしまつた。 (今後の対応策等) 使用料について再計算し、過徴収分は返還済みである。 今後は、使用許可に関する規則に基づく事務手続きが適切に行われるよう事務室内に周知徹底するとともに、引継書等に記載し、再発防止に努める。</p>

2 指導事項の措置(主なもの)

指導事項のあった機関49機関(89件)

項目	指導内容	回答があつた主な措置
収入 (19件)	○収入未済があつたもの(16件) [甲陽学園] 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 児童福祉施設費負担金 過年度分 557,761円 令和4年度分 27,129円 合計 先数 5件 584,890円	(今後の対応策等) 児童福祉施設費負担金については、山梨県債権回収及び処理マニュアルに基づき、文書、電話、訪問により回収に努めており、債権者の生活状況によっては分割納付を指導し、計画的に納付されるよう努めている。 また、納期限を過ぎても納付が確認できないものについては、速やかに督促状を発付し、適正な債権管理を図る。
支出 (5件)	○資金前渡精算が適切に行われていなかったもの(3件) [宝石美術専門学校] 電話料に係る資金前渡（見込払）について、契約変更に伴う残金が、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。	(発生原因の検証結果) 支払後5日以内に精算しなければならないことを失念し、期日を超えて精算を行ってしまった。また、所属内での決算の際にもチェックがなされなかった。 (今後の対応策等) 資金前渡による支払を行った際には、支払と精算を一連の事務と捉え、遅滞なく資金前渡の精算を行うよう徹底を図る。
給与 (44件)	○諸手当の認定及び支給が適切に行われていなかったもの(40件) [職員研修所] 週休日の振替において、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されていた。	(発生原因の検証結果) 同一週休日に振替と時間外勤務がある場合、振替の申請後に時間外勤務の申請を行わなければ、時間外勤務手当が正しい支給区分で登録されない。支給区分の誤りについては、集計時に支給区分を手入力で修正しなければならないところ、担当者の認識不足及び関係職員の確認不足により、事務を失念してしまったことが原因である。 (今後の対応策等) 直ちにシステム上で支給区分の修正を行い、過払い額については、過年度分はれい入処理し、令和4年度分は2月分給与支給時に調整により徴収を行つた。 今後は、時間外勤務手当に関する事務手続が適切に行われるよう、職員に申請手続きの周知を図るとともに、所内回覧時のチェック事項として複数名での確認を徹底することに加え、手当確認においても確認する機会を設けることで再発防止に努める。
物品 (3件)	○物品の受入について、出納通知が行われていなかったもの(1件) [盲学校] 物品（暗所視支援眼鏡）の受入について、財務規則第144条第1項に規定する出納通知が行われていなかった。	(発生原因の検証結果) クラウドファンディングで集めた寄付金で暗所視支援眼鏡を購入し、希望する盲学校のうち20校へ寄贈するプロジェクトの案内があり、希望したところ、寄贈校として決定された。通常処理している寄付の申出によるものではなかつたことから、物品の受け入れに必要な手続きを失念した。 (今後の対応策等) 財務規則第144条第1項に基づく出納通知（受入）を行つた。 今後は寄贈物品に係る受け入れ事務の主・副担当者を定めるとともに、財務規則を遵守し適切な事務処理の執行に努める。
財産 (6件)	○貸付及び借受財産の移動報告が行われていなかったもの(4件) [総合農業技術センター] 貸付財産及び借受財産について、公有財産事務取扱規則第50条第2項及び第54条第2項に定める移動報告が行われていなかった。	(発生原因の検証結果) 担当者の失念により、移動報告が行われなかつた。対象の貸付財産について、速やかに移動報告を実施した。 (今後の対応策等) 借受財産及び貸付財産について、課内での業務の進捗確認を徹底することとした。
契約 (7件)	○契約解除に関する違約金条項が適切でなかったもの(2件) [ふじざくら支援学校] 単価契約であるスクールバスの運行管理業務委託（増便分）に係る契約書において、契約解除に関する違約金条項が単価契約のものとなつていなかつた。	(発生原因の検証結果) 違約金条項に係る制度の認識不足から、年間契約を行う際に使用する標準様式を元に契約書を作成てしまい、単価契約に対応した違約金条項とすることを失念した。 (今後の対応策等) 令和4年1月13日付けで、単価契約に対応した違約金条項に修正する変更契約を締結した。 今後は、関係法令等をよく確認し、契約内容の実態に即した契約事務の執行に努める。

項目	指導内容	回答があつた主な措置
重点事項 (5件)	<p>○重点事項（毒物及び劇物）に関する事務が適切に行われていなかったもの（3件）</p> <p>【富士山科学研究所】 毒物及び劇物の管理について、毒物劇物管理簿（受払簿）が作成されていなかった。</p>	<p>（発生原因の検証結果） 毒物及び劇物取締法の理解不足</p> <p>（今後の対応策等） 毒物劇物管理簿の作成を行った。 今後は毒物及び劇物を使用する際は、毒物劇物管理簿に記入を行うよう所内の研究員に周知を行った。適切な在庫管理を行うことにより、不要な在庫の早期把握を行うとともに、毒物及び劇物の盗難や紛失があつた場合の早期発見に努める。</p>

監査結果の報告及び公表に係る法令の規定

監査結果に基づく措置（地方自治法第199条第14項）（監査結果措置状況の報告・公表）

「監査委員から・・・監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会・・・その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置（・・・）を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知の内容を公表しなければならない。」